

相模原市監査委員公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、教育局生涯学習部の所管する事務・事業に係る各課・機関の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成20年12月25日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 石 橋 忠 文

同 佐 藤 賢 司

同 落 合 芳 平

## 1 監査の期日

平成20年12月25日

## 2 監査の対象及び方法

この監査は、教育局生涯学習部の所管する事務・事業に係る各課・機関において、平成20年度（平成20年10月末日まで）に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

### (1) 生涯学習課

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務
- イ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務
- ウ 津久井生涯学習センターの各事業の支出に関する事務
- エ 公民館における施設の維持管理及び備品管理に関する事務  
対象公民館(城山、津久井中央、青根、桂北、千木良、沢井、牧野、佐野川)

### (2) 文化財保護課

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務

### (3) スポーツ課

- ア 各事業の需用費(施設修繕料)の支出に関する事務
- イ 各事業の委託料の支出に関する事務

### (4) 図書館

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務

### (5) 相模大野図書館

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務

### (6) 橋本図書館

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務

### (7) 博物館

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務

### (8) 城山教育課

- ア 各事業の支出に関する事務

### (9) 津久井教育課

- ア 各事業の支出に関する事務

### (10) 相模湖教育課

- ア 各事業の支出に関する事務

### (11) 藤野教育課

- ア 各事業の支出に関する事務

### 3 監査の結果

(1) 相模大野図書館の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、現金出納事務において、次のような不適切な事例が見られた。

ア 平成20年11月7日の調査時点における現金保管総額

24,890円が、利用者からの図書等複写費用及び会計課から交付されたつり銭準備金の合計額24,840円を50円上回り、当該50円が不明金となっている。

また、事務室内の金庫には、つり銭準備金や図書等複写費用、図書等の弁償金などを保管することとしているが、当該つり銭準備金については、日々の現在高確認が行われていない。

イ 会計課から交付されているつり銭準備金2万円のうち1万円は、コピー機に備付けの入金機用のつり銭として使用し管理されているが、残りの1万円については、事務室の金庫で別途管理し、つり銭準備金としての利用を全く行っていない。しかしながら、つり銭準備金としての必要額を検証することなく、毎年、同一額の2万円を会計課へ申請し、受領している。

これらのことは、金庫内等における適切な現金管理がなされていないことを示しており、極めて不適切な対応である。

現金出納事務に当たっては、日々金庫内における現金の保管状況を明らかにし、不明金が生じることのないよう現金残高の確認を行うとともに、相模原市会計規則(平成4年相模原市規則第10号)第24条に規定するつり銭準備金の交付について再確認を行い、現金出納事務における管理点検体制の見直しを図り、適正な現金管理が行われるよう改善されたい。

(2) 同じく、相模大野図書館の窓口業務委託に係る相模原市立相模大野図書館業務委託契約において、仕様書を含めたその契約内容には、業務内容についての記載はあるものの円滑な業務執行を担保する項目には具体的な記載がなく、また、契約に当たって徴している見積書にも積算根拠となる配置職員数等の記載がない不適切な事例が見られた。

このことは、見積金額の妥当性の検証・確認が行われないまま契約されていることや、契約する上で円滑な業務執行の確保が図られるこ

とについての検証が不十分であることを示している。

契約事務の執行に当たっては、契約書の作成がその委託業務の履行責任を明確にし、後日の紛争防止を図るものであることを再認識するとともに、契約金額が適正なものであることの検証・確認を十分に行うなど、適正な事務の執行に努められたい。

- (3) 城山教育課の各事業の支出に関する事務を調査したところ、平成20年度学校プール開放監視業務委託（城山地域自治区）において、契約保証金免除の確認のために、業者から契約書の写しを徴しているが、当該契約書は契約期間が終了しておらず、また、契約金額も塗りつぶされた実績確認のできないものであった。さらに、契約書及び仕様書において、業務終了後に業務報告書を提出するよう規定されているにもかかわらず、提出されていない不適切な事例が見られた。

これらのことは、契約を交わすに際しての必要な確認事項及び資料についての点検確認並びに検査検収が十分に行われていないことを示している。

契約事務の執行に当たっては、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号)等を再確認するとともに、契約事務における管理・点検体制を見直し、適正な事務の執行に努められたい。

- (4) 教育局生涯学習部の所管する事務・事業に係る各課・機関におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち軽易なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善又は検討を求めている。